

議案第 67 号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 25 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

令和 8 年 4 月 1 日から議会議員の議員報酬の改定を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和30年勝山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前						改正後					
別表第1(第2条関係)						別表第1(第2条関係)					
議会議員の議員報酬及び費用弁償						議会議員の議員報酬及び費用弁償					
区分	議員報酬 (月額) 円	費用弁償				区分	議員報酬 (月額) 円	費用弁償			
		鉄道賃及び 船賃	航空賃	宿泊手当	宿泊費			鉄道賃及び 船賃	航空賃	宿泊手当	宿泊費
				(一夜当 たり)	(一夜当 たり)					(一夜当 たり)	(一夜当 たり)
				円	円					円	円
議長	<u>440,000</u>	市長相当額	現に支払 った旅客運賃	市長相当	市長相当	議長	<u>480,000</u>	市長相当額	現に支払 った旅客運賃	市長相当	市長相当
副議長	<u>370,000</u>			額	額	副議長	<u>410,000</u>			額	額
議員	<u>350,000</u>					議員	<u>390,000</u>				

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。